

市第103号議案

横浜市総合保健医療センター条例等の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正する条例

（横浜市総合保健医療センター条例の一部改正）

第1条 横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号アを次のように改める。

ア 診断書

(ア) 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1
通 9,900円

(イ) 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの 1通 6,600円

(ウ) その他の診断書 1通 4,400円

第9条第4号イ(ア)中「1,000円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ)中「500円」を「2,200円」に改める。

（横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正）

第2条 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

診断書及び証明書	1通につき	3,000
----------	-------	-------

」

を

「

診 断 書	自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの	1通につき	9,900
	年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの		6,600
	その他の診断書		4,400
証 明 書	医師の診断を必要とする証明書	1通につき	4,400
	その他の証明書		2,200

」

に改める。

(横浜市寿町健康福祉交流センター条例の一部改正)

第3条 横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成29年10月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 診断書

a 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの

1通 9,900円

b 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類する

もの 1通 6,600円

c その他の診断書 1通 4,400円

第13条第1号イ(イ)a中「1,000円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ)b中「500円」を「2,200円」に改める。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第4条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号カ中「額」の次に「の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額」を加え、同号カ(ア)を次のように改める。

(ア) 診断書

a 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの

1通 9,900円

b 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの 1通 6,600円

c その他の診断書 1通 4,400円

第9条第3号カ(イ)a中「1,000円」を「4,400円」に改め、同号カ(イ)b中「500円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例、第2条の規定による改正後の横浜市スポーツ医科学センター条例、第3条の規定による改正後の横浜市寿町健康福祉交流センタ

一条例及び第 4 条の規定による改正後の横浜市総合リハビリテーションセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市総合保健医療センター等の診断書及び証明書の交付に係る利用料金を改定する等のため、横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(利用料金)

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

ア 診断書

(ア) 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの
する診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1通
 1通 3,000円
9,900円

(イ) 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの
その他の診断書 1通 1,000円
1通 6,600円

(ウ) その他の診断書 1通 4,400円

イ 証明書

(ア) 医師の診断を必要とする証明書 1通 4,400円
 1,000円
 (イ) その他の証明書 1通 2,200円
 500円

（第5号省略）

横浜市スポーツ医科学センター条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

別表（第14条第2項）

種 别	単 位	利 用 料 金
(省 略)		
診 断 書	自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生 命保険に関する診断書その他記載事項がこれ らに類するもの	<u>9,900</u>
	年金に関する診断書その他記載事項がこれに 類するもの	<u>6,600</u>
	その他の診断書	<u>4,400</u>
証 明 書	医師の診断を必要とする証明書	<u>4,400</u>
	その他の証明書	<u>2,200</u>
診断書及び証明書		<u>3,000</u>
(省 略)		

(備考省略)

横浜市寿町健康福祉交流センター条例（抜粋）

(上段 改正案)
 (下段 現行)

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならぬ。

(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額

(ア省略)

イ 診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額

(ア) 診断書

- a 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するも
関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1
の 1通 6,300円
通 9,900円
- b 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するも
その他の診断書 1通 5,400円
の 1通 6,600円
- c その他の診断書 1通 4,400円

(イ) 証明書

- a 医師の診断を必要とする証明書 1通 $\frac{4,400\text{円}}{1,000\text{円}}$
- b その他の証明書 1通 $\frac{2,200\text{円}}{500\text{円}}$

(ウ及び第2号省略)

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{ll} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

（利用料金）

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第1号から第2号の2まで省略）

- (3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額
(アからオまで省略)

力 診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額の範囲内で
指定管理者が市長の承認を得て定める額

(ア) 診断書

- a 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するも
に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1
の 1通 3,000円
通 9,900円
- b 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するも
その他の診断書 1通 1,000円
の 1通 6,600円
- c その他の診断書 1通 4,400円

(イ) 証明書

- a 医師の診断を必要とする証明書 1通 4,400円
1,000円
- b その他の証明書 1通 2,200円
500円

(第4号省略)